

## 令和7年度関東東北地方鉱山保安協議会関東地区部会議事概要

1. 開催日時 令和8年3月4日（水）14：00～16：00
2. 場 所 関東東北産業保安監督部会議室  
及びオンライン（Microsoft Teams 会議）によるハイブリッド開催
3. 出席委員  
部会長 長田 昌彦 国立大学法人埼玉大学大学院理工学研究科教授  
相馬 宣和 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター地圏資源環境研究部門長  
田邊 倫明 田邊労働安全コンサルタント事務所長  
中西 美和 慶應義塾大学理工学部管理工学科教授  
黒田 保秀 秩父鉱業株式会社顧問  
福田 豊 株式会社INPEX JAPAN HSEユニット  
ジェネラルマネージャー  
村樫 太郎 村樫石灰工業株式会社代表取締役社長  
長谷川聖弥 吉澤石灰工業株式会社労働組合執行委員長  
山本 晃道 菱光石灰労働組合中央執行委員長

※ 諸橋委員は欠席。

## 4. 議 題

### (1) 審議事項

なし

### (2) 報告事項

- ① 管内鉱山の保安概況及び第14次鉱業労働災害防止計画に基づく令和7年度の当部の取組について
- ② 管内及び全国鉱山の災害・鉱害等発生状況について
- ③ 令和7年度鉱山保安表彰について
- ④ 令和8年度行事予定について
- ⑤ 鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の技術指針（内規）の一部を改正する規程について

### (3) その他

## 5. 議事概要

### (1) 報告事項

事務局より各事項について報告した。委員からの主な質疑は以下のとおり。

- ① 管内鉱山の保安概況及び第14次鉱業労働災害防止計画に基づく令和7年度の当部の取組について（資料1～資料2）

(委員)

- ・ 鉱山保安マネジメントシステムを導入後、10年以上経つと思うが、導入準備鉱山への指導にも関わらず、導入準備鉱山に留まっている原因は何が考えられるか。

(事務局)

- ・ 導入準備鉱山は殆どが中小規模の鉱山で、人員が限られており、管理者も現場で作業を行っていることがある。マネジメントシステム上、書類を残し、後から検証できるような必要があるが、そこまで手が回っていない。
- ・ P D C Aを回すモチベーションを持ってもらうような指導が必要。

(委員)

- ・ 本来の目的は保安の向上であり、できるところはマネジメントシステムの導入を進め、できないところに対していつまでマネジメントシステムの枠にこだわってやるか疑問に思う。

(委員)

- ・ 資料2の7ページに「デジタル技術の活用等による保安技術の向上」という項目があり、鉱業権者側はハード面の対策を一層推進することが求められている。保安の強化に予算がついて、補助金を小規模鉱山が受けられるようにすれば保安の強化につながるのではないかと思う。保安検査等の機会を通じて、小規模鉱山に情報提供をして欲しい。デジタル技術の活用における保安の強化は、予算化されているのか。

(事務局)

- ・ 国としては情報提供に留まり、補助金の制度はないのが現状。監督部としては機会を捉えて、本省側に中小規模向けデジタル化のための補助金を予算化する要望を伝えていく。

(委員)

- ・ 製造業でもISOの効果が出るのに5年から10年はかかる仕組み。今、鉱山保安マネジメントシステムを10年くらいやっているとのことであったが、ようやく効果が出てくるころなのではないかと思う。先程、死亡災害の報告があったが、本災害の際にそのリスクを想定していたのが原因究明のメインになると思うので、その部分にアプローチしていけば、同様の事故の再発防止に活用もできる。リスクアセスメントは、災害が起こる前の対策のみならず、災害が起きた後の対策にも使えるので、リスクアセスメントを活用して頂きたい。

(事務局)

- ・リスクアセスメントについては、リスクの洗い出し対策のみならず、対策の評価にも活用し、対策のブラッシュアップにも使って欲しい旨を鉱山側に伝えている。一方で、そこまでの活用を進められている鉱山は少ないのが実情。なお、今回の死亡災害については、リスクアセスメントが行われていない状態であった。リスクの洗い出しが重要になるので、鉱山を指導していきたい。

② 管内及び全国鉱山の災害・鉱害等発生状況について（資料3）

(委員)

- ・資料3、3ページ目の災害No. 3の災害はどのような災害か。

(事務局)

- ・火薬類の紛失が起きたもの。そのため罹災者がいない。その他、火災、発破による飛石で物的被害が発生した場合、法令で罹災者無しでも鉱山災害として報告対象としている。

(部会長)

- ・関東管内では長らく死亡災害は発生していなかったが、令和7年に1件死亡災害が発生した。これに関して、意見があれば出して欲しい。

(委員)

- ・報告を受けて社内で共有したが、原因がよく分からない。端部での対策は必要で、例えば土盛りを高くする等の指導をするしかないのではないか。切羽も都度変わるので柵を作ることは現実的に難しい。日頃の注意喚起が重要。社内で採掘関係者に共有したが、事故後の安全対策としては、状況からハード面での対策が難しいと思われる。日頃、端部に立ち入らないように指導していくしかないのではないか。

(事務局)

- ・本災害において、鉱山側では端縁に土盛り、残存岩塊を設けており、その上に乗らなければ落ちることはないが、乗り越えてしまったもの。本人でなければ何故そこに登ったのか、また落下の理由についても分からない。そのため、我々も直接的な原因をつかめていない。鉱山側も、端縁の最前面に行くことは禁止していた。今後は土盛りの上に登ることは禁止し、どうしても端縁部に行く必要があれば墜落制止用器具を使用することになった。

今月現地に行って、再発防止対策を確認しながら指導していく。

(委員)

- ・罹災者は本来そこですべき作業がなかったとのことだが、何をするために立ち入ったのか。

(事務局)

- ・何故そこに立ち入ったのかは分からない。鉱山側も把握していない。

(委員)

- ・これらの災害に対して、どのような事故調査、分析がなされているのか。

(事務局)

- ・鉱山保安法では災害が発生した場合、2回の報告が義務づけられている。1回目は即時性を持って、速やかに報告する。2回目は30日以内に災害の原因、再発防止策を鉱山で検討し、報告する。監督部では2回目の報告の際に災害の原因追及が十分か、また、再発防止策が有効か確認を行い、必要であれば再検討をお願いしている。また、通常発災の翌年度に検査を実施し、再発防止策の実施状況を確認している。
- ・今回の死亡災害の場合、災害が発生した連絡を当日の夕刻に鉱山から受けた。翌日検査官を2名派遣し特別検査を行った。検査では現場の状況の確認、関係者からの聞き取りを行っている。なお、特別検査の際に法令違反が認められれば、司法捜査を行うこともある。
- ・原因究明と再発防止対策の指導を行っている。

(委員)

- ・事業者が事故の原因分析をするという理解でよいか。

(事務局)

- ・監督部でも事業者が実施した原因分析、再発防止策の評価を行い、必要があると認められれば、違う方策を検討してもらうよう指導する。

(委員)

- ・法令に従っているかどうかを目的とした調査と、再発防止のための調査は切り離して行われるべき。何故ならば事業者が不利益を被ると考えると、関係者が原因を話してくれないことがある。一方で、他の事業者の同様の事故の再発防止のための協力であるという理解のもとで行われるのが事故調査である。そのため、事故調査と責任追及のための司法捜査が切り分けられていないので、本当の事故原因や要因が見えにくいのではないかと懸念している。
- ・事業者が原因分析するとなると、原因として挙げられるのが不注意になりがち。今後は墜落制止用器具を使用するということもあるが、強風時の作業等多角的に本来評価しないといけない側面もあり、監督部がどのようなサポートをするのか、重大な事故の際の課題だと思う。

(2) その他

(事務局)

- ・鉱山保安行政上の司法捜査と行政上の措置の切り分けの補足説明をしたい。まずは行政として検査を行い、重篤な故意性がある場合、重過失が認められる場合、鉱山保安法上違反が重大であると覚知した場合には司法捜査を実施する。

鉦山保安法の運用上、行政上の措置、司法責任の追求という２段階で切り分けながら対応している。

(委員)

- ・災害の事実事項は分かっているが、基本的に再発防止策は結果に対して立てるものではなく、事故発生要因に対して立てるべきもの。難しい点は多々あると思うが、要因は複合的なものであり、どういう構造になっているのかを明らかになるような調査が実現できているのか。それが実現できないと同じような事が何処かの事業者で起こっていくとなると問題。死亡災害をゼロにしていく大きなポイントは、正しく丁寧な重大事故の要因分析をしていくこと。最終的には何が要因だったかわからなかったでは再発防止策は立てられないと思うので、それをどうしていくかは課題。一つの事業者だけでなく業界全体としてこういう情報を共有して一人の死亡者を出さないことを考えていく必要がある。

(事務局)

- ・委員の皆様には、貴重な御意見を頂き大変感謝。頂いたご意見は、今後の鉦山保安行政を進める上での参考とさせて頂く。

以上